



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*5 和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (市町村課)..... 1

*6 和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則 (県民生活課)..... 1

*7 和歌山県特定診療科医師確保研修資金貸与規則 (医務課)..... 2

○ 教育委員会規則

*4 和歌山県立図書館管理規則の一部を改正する規則 14

規 則

和歌山県規則第5号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則 (平成12年和歌山県規則第114号) の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項中「第2条の表6の項 (32)」を「第2条の表6の項 (34)」に改め、同表10の項中「第2条の表75の項 (2)」を「第2条の表73の項 (2)」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県規則第6号

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則 (平成10年和歌山県規則第100号) の一部を次のように改正する。

第24条の見出し中「提出書等」を「提出書」に改め、同条第1項中「第54条第3項」を「第55条第2項」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第25条の見出し中「仮認定」を「特例認定」に改め、同条第1項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「仮認定」を「特例認定」に、「別記第26号様式」を「別記第25号様式」に改める。

第26条第1項中「別記第27号様式」を「別記第26号様式」に改める。

別記第4号様式 (備考) 8中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

別記第5号様式(備考)5中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「仮認定」を「特例認定」に改め、同様式(備考)5(3)イ(キ)中「(その金額が200万円以下の場合に限る。)」を削り、同様式(備考)5(4)中「及び第4項に規定する以下の」を「に規定する助成金の支給の実績を記載した」に改め、同様式(備考)5(4)ア及びイを削る。

別記第6号様式から別記第8号様式まで及び別記第18号様式中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

別記第19号様式、別記第21号様式及び別記第22号様式中「仮認定」を「特例認定」に改める。

別記第23号様式中「仮認定」を「特例認定」に改め、「(その金額が200万円以下の場合に限る。)」を削る。

別記第24号様式中「仮認定」を「特例認定」に改める。

別記第25号様式を削る。

別記第26号様式中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「仮認定」を「特例認定」に改め、同様式を別記第25号様式とする。

別記第27号様式中「仮認定」を「特例認定」に改め、同様式を別記第26号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成28年法律第70号)による改正前の特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「旧法」という。)第44条第1項の認定又は旧法第58条第1項の仮認定を受けている特定非営利活動法人によるこの規則の施行の日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第54条第4項(旧法第62条において準用する場合を含む。)の書類の提出については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

和歌山県規則第7号

和歌山県特定診療科医師確保研修資金貸与規則を次のように定める。

平成29年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県特定診療科医師確保研修資金貸与規則

(目的)

第1条 この規則は、県内における精神科、小児科又は救急科(以下「特定診療科」という。)の診療に従事する医師の確保及び充実を図るため、和歌山県立医科大学(以下「大学」という。)において医学の課程を修めて卒業し、医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項の臨床研修(以下「臨床研修」という。)を修了した医師であって、医師の専門性に関する研修(以下「専門研修」という。)のうち特定診療科に係るものを受けるため、県内の公的な医療機関に勤務し、特定診療科の診療に従事しようとする者に対し、和歌山県特定診療科医師確保研修資金(以下「研修資金」という。)を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象者)

第2条 修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例(平成3年和歌山県条例第24号。以下「条例」という。)本則の表特定診療科医師確保研修資金の項の規則で定めるものは、県民に対する医療の指導的かつ中心的な役割を担う医師を養成するための募集に応じて大学に入学した者であって、大学において医学の課程を修めて卒業し、医師免許を取得したもの(次項において「県民医療卒業者」とい

う。)とする。

- 2 研修資金の貸与を受けることができる者は、県民医療卒業医師で特定診療科に係る専門研修を受けている者であつて、県内の公的な医療機関（以下「県内公的医療機関」という。）に勤務し、特定診療科の診療に従事しようとするものとする。

（県内公的医療機関）

第3条 条例本則の表特定診療科医師確保研修資金の項の規則で定める県内公的医療機関は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関
- (2) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人が開設する病院
- (3) 独立行政法人国立病院機構（独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の定めるところにより設立される同法第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）が開設する病院
- (4) 独立行政法人労働者健康安全機構（独立行政法人労働者健康安全機構法（平成14年法律第171号）及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される同法第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）が開設する病院
- (5) 前各号に掲げる公的医療機関のほか、知事が特に認める医療機関

（貸与の額等）

第4条 研修資金の額は、150万円とし、年0.3パーセントの利子を付して貸与する。

- 2 研修資金の貸与期間は、貸与を行った日（当該貸与を行った日において、当該貸与の対象者が県内公的医療機関において特定診療科に係る専門研修を受けている場合にあっては、当該専門研修を受けた最初の日）の属する月から7年間とする。ただし、貸与期間終了後、引き続き、県内公的医療機関において特定診療科の診療業務に従事している間は、研修資金の返還債務の履行を猶予する。

（貸与の申請）

第5条 研修資金の貸与を受けようとする者は、和歌山県特定診療科医師確保研修資金貸与申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別記第2号様式）
- (2) 第2条に規定する対象者であることを証する書面
- (3) 大学の理事長の推薦書（別記第3号様式）
- (4) 連帯保証人となるべき者の保証書（別記第4号様式）
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要と認めるもの

（連帯保証人）

第6条 研修資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を立てなければならない。この場合において、連帯保証人は、独立して生計を営む成年者でなければならない。

- 2 連帯保証人は、研修資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

（選考及び貸与の決定）

第7条 知事は、第5条の規定による申請があつたときは、審査の上、研修資金の貸与の適否について決定する。

- 2 知事は、前項の決定をしたときは、申請者に通知する。

（借用証書）

第8条 前条第1項の決定により研修資金の貸与を受ける者は、和歌山県特定診療科医師確保研修資金借用証書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（研修資金の交付）

第9条 研修資金は、第4条の額を一括して前条に規定する者に交付するものとする。

（返還債務の免除）

第10条 条例の規定により研修資金の返還債務の免除を受けようとする者は、和歌山県特定診療科医師確保研修資金返還免除申請書（別記第6号様式）に免除を受けようとする事由を証する書類を添えて、当該事由の生じた日から20日以内に知事に提出しなければならない。

（返還免除の決定）

第11条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、研修資金の返還債務の免除の適否を決定する。

2 知事は、前項の決定をしたときは、申請者に通知する。

（期間の計算方法等）

第12条 条例本則の表特定診療科医師確保研修資金の項免除の条件の欄第1号の規則で定める医療機関は、県内公的医療機関以外の県外又は国外の医療機関であって、特定診療科に係る先進的な医療を行うもの（以下この条及び次条において「県外特定診療科先進医療機関」という。）とする。

2 条例本則の表特定診療科医師確保研修資金の項免除の条件の欄第1号の期間は、次の各号に定めるところにより計算するものとする。ただし、当該期間中に休職又は停職の期間があるときは、休職又は停職の期間の開始の日の属する月から休職又は停職の期間の終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。休職又は停職以外の事由により県内公的医療機関において医業に従事せず、かつ、研修等（臨床研修及び専門研修をいう。以下この項において同じ。）を受けなかった期間（県外特定診療科先進医療機関において専門研修を受けた期間（1年以内に限る。）を除く。）が存する場合も同様とする。

(1) 県内公的医療機関において医業（医師の業務をいう。以下この号において同じ。）に従事した期間（県内公的医療機関において研修等を受けた期間及び県外特定診療科先進医療機関において専門研修を受けた期間（1年以内に限る。）を含む。） 県内公的医療機関において臨床研修を受けた最初の日の属する月から県内公的医療機関において医業に従事しなくなった日、県内公的医療機関において研修等を受けなくなった日又は県外特定診療科先進医療機関において専門研修を受けなくなった日（県外特定診療科先進医療機関において専門研修を受けた期間が1年を超えた場合は、当該期間が1年に達した日）のいずれか遅い日の属する月までの月数

(2) 県内公的医療機関において特定診療科の診療に従事した期間（県内公的医療機関及び県外特定診療科先進医療機関において専門研修を受けた期間（1年以内に限る。）を含む。） 県内公的医療機関において特定診療科の診療に従事した最初の日、県内公的医療機関において専門研修を受けた最初の日又は県外特定診療科先進医療機関において専門研修を受けた最初の日のいずれか早い日の属する月から県内公的医療機関において特定診療科の診療に従事しなくなった日又は県内公的医療機関若しくは県外特定診療科先進医療機関において専門研修を受けなくなった日（県外特定診療科先進医療機関において専門研修を受けた期間が1年を超えた場合は、当該期間が1年に達した日）のいずれか遅い日の属する月までの月数

（返還）

第13条 研修資金の貸与を受けた者は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、当該研修資金及びその利息を返還しなければならない。

(1) 県内公的医療機関において特定診療科の診療に従事しなかったとき（県外特定診療科先進医療機関で行う専門研修を受けた期間（1年以内に限る。）を除く。）。

(2) 研修資金の貸与を辞退したとき。

(3) 死亡したとき。

(4) 心身の故障のため特定診療科の診療を継続する見込みがなくなると認められるとき。

(5) 研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 前項の利息は、研修資金の貸与を受けた日の翌日から前項各号に規定する事由が生じた日までの日数に応じて第4条に規定する利率により計算した額とする。この場合において、^{じゅん} 閏年にあっても1年を365

日として計算するものとする。

(延滞利息)

第14条 研修資金の貸与を受けた者は、当該研修資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき金額に年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。ただし、研修資金を返還すべき日までに返還しなかったことについて、やむを得ない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。

(返還債務の猶予)

第15条 知事は、研修資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間、返還債務の全部又は一部を猶予することができる。

(1) 疾病、災害その他やむを得ない理由があるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が猶予すべき特段の事由があると認めるとき。

2 前項の猶予を受けようとする者は、和歌山県特定診療科医師確保研修資金返還猶予申請書（別記第7号様式）に、前項各号に掲げる事由のいずれかに該当することを証する書面を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請があったときは、審査の上、研修資金の返還の猶予の適否について決定する。

4 知事は、前項の決定をしたときは、申請者に通知する。

5 知事は、第3項の決定により返還の猶予を受けた者が、当該猶予の決定に係る事由に該当しなくなったときは、当該猶予の期間内であっても当該猶予の決定を取り消すものとする。

(届出)

第16条 研修資金の貸与を受けた者で研修資金の返還が完了していないものは、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書（別記第8号様式）にその該当する事実を証する書面を添えて、30日以内に知事に届け出なければならない。ただし、第3号（第13条第1項第3号に係る部分に限る。）に該当するときは、連帯保証人が遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき、又は連帯保証人が死亡したとき、若しくは連帯保証人に対する破産手続開始の決定があったとき。

(3) 第13条第1項第1号から第3号までの返還事由のいずれかに該当するとき。

(補足)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別記第1号様式 (第5条関係)

和歌山県特定診療科医師確保研修資金貸与申請書					
※受付番号	第 号	※受付年月日	年 月 日		
※貸与年月日	年 月 日	※決定	貸与決定番号	第 号	
			貸与額	円	
申 請 者	住 所 及 び 電 話 番 号	〒 TEL			
	氏名 (ふりがな) 生 年 月 日	年 月 日生			
	診 療 科	精神科 ・ 小児科 ・ 救急科 (いずれかに○を付けること。)			
履 歴	年月日	事 項	住所及び 電話番号	〒 TEL	
		連 帯 保 証 人	氏名等 (本人との関係)	男・女 (続柄:) 年 月 日生	
			住所及び 電話番号	〒 TEL	
			氏名等 (本人との関係)	男・女 (続柄:) 年 月 日生	
申請理由					

注 ※印欄は、記入しないこと。

和歌山県特定診療科医師確保研修資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者本人氏名

印

別記第2号様式 (第5条関係)

誓 約 書

和歌山県特定診療科医師確保研修資金の貸与を受けることとなった上は、和歌山県特定診療科医師確保研修資金貸与規則 (平成29年和歌山県規則第7号) の条項を堅く守ることはもちろん、医師免許取得後引き続き県内公的医療機関において9年以上勤務し、かつ、当該期間のうち7年以上 (県内公的医療機関以外の医療機関であって、特定診療科の先進的な医療を行うものにおいて専門研修を受けた期間 (1年以内に限る。)) を含む。) 県内公的医療機関で特定診療科の診療に従事することを誓います。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者本人住所
氏名

㊞

別記第3号様式 (第5条関係)

推 薦 書

住 所
氏 名
生年月日

推
薦
理
由

年 月 日

和歌山県知事 様

公立大学法人和歌山県立医科大学
理事長

印

別記第4号様式 (第5条関係)

保 証 書

本人住所
氏名 ㊞

上記の者が貸与を受ける和歌山県特定診療科医師確保研修資金については、本人と連帯して債務を負担します。

年 月 日

和歌山県知事 様

連帯保証人住所
氏名 ㊞

連帯保証人住所
氏名 ㊞

区 分	連帯保証人	連帯保証人
氏 名		
生 年 月 日		
職 業 (勤務先の名称)		
年 収 (税込み)		
申請者との関係		

別記第5号様式 (第8条関係)

和歌山県特定診療科医師確保研修資金借用証書

収
入
印
紙

金 円 也

和歌山県特定診療科医師確保研修資金として、貸与金を上記のとおり借用します。

年 月 日

和歌山県知事 様

決定番号 第 号

住 所

氏 名

㊞

上記の者が受ける研修資金については、本人と連帯してその債務を負担します。

連帯保証人氏名

㊞

連帯保証人氏名

㊞

別記第6号様式 (第10条関係)

和歌山県特定診療科医師確保研修資金返還免除申請書		
1 貸与を受けた研修資金の額	円	
2 免除を受けようとする額	円	
3 医師免許取得後勤務した医療機関の名称及び期間	医療機関の名称	期 間
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
4 やむを得ない理由により特定診療科の診療に従事できなかった期間	事 由	期 間
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
5 資金の用途 (支出内容を記載すること。)		
6 免除を受けようとする事由		
<p>上記のとおり和歌山県特定診療科医師確保研修資金の返還の債務免除を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>和歌山県知事 様</p> <p>決定番号 第 号</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 印</p>		

注 死亡の場合にあつては、連帯保証人が連名で申請すること。

別記第7号様式 (第15条関係)

和歌山県特定診療科医師確保研修資金返還猶予申請書	
返 還 未 済 額	円
猶予を受けようとする期間	年 月から 年 月まで
猶予を受けようとする理由	
<p>上記のとおり和歌山県特定診療科医師確保研修資金の返還の猶予を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>和歌山県知事 様</p> <p style="text-align: right;">決定番号 第 号 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">Ⓜ</p>	

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第4号

和歌山県立図書館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月23日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

和歌山県立図書館管理規則の一部を改正する規則

和歌山県立図書館管理規則（平成5年和歌山県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「午前10時」を「午前9時」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。